

第2節 体育・スポーツ事故と法的責任

1. 体育・スポーツ事故と責任

通例、体育・スポーツ事故が発生した場合、それがスポーツ活動そのものに起因したものか、スポーツ活動に付随・関連して生じたものか、いずれにしても、加害者等に過失等があれば、ある一定の場合（免責事由として、例えば、自己過失、天変地異等の不可抗力、緊急避難・正当防衛、危険の受忍、及び正当行為等がある。）を除き、一般的責任、いわゆる道義的責任以外に、法律上の責任として、①民事上の責任（損害賠償責任）、②刑事上の責任（いわゆる犯罪責任）、さらに公務員であれば、③行政上の責任、が問われる場合ある。①については、今日の社会では、事故にあった者（被害者）は、事故を起こした者（加害者）に対して損害の賠償を求めることが法律上認められており、いわゆる損害賠償という形で当事者間の話し合い、あるいは裁判所の関与（訴訟・和解・調停）によりなされ、加害責任が問われ、追及されるものである。②は、いわゆる犯罪責任で、犯罪を犯した者に対してその未然防止のため刑罰を科し、制裁を加えるものである。③については、具体的には懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）等という形でなされるものである。もちろん、公務員でなければ、すなわち一般的いわゆる民間人であれば当然その責任は問われない。

これらの法的責任の中、体育・スポーツ事故をめぐっては、①の民事責任（損害賠償責任）に関するものが多く、②の刑事責任については、有罪とされる事例は非常に少ない。しかも、今日、民事責任と刑事責任は別個に成立するものと考えられ（最高裁、昭和34年11月26日判決）、体育・スポーツ事故の場合においても、損害の填補による利害の調整という見地や被害者救済の観点から、刑事責任は無罪で、民事上の責任を負うとされた事例（例えば、「津市中河原海岸橋北中臨海学校異常潮流生徒溺死事件」津地裁、昭和41年4月15日判決）もある。そこで、法的責任の中でも、①の民事上の責任についてやや詳しくみてみよう。

2. 体育・スポーツ事故と民事上の責任

民事上の責任（損害賠償責任）には、不法行為によるもの（民法709条）や債務不履行によるもの（民法415条）などがあり、体育・スポーツ事故もそうであるが、通例、不法行為による損害の賠償請求が一般的である。不法行為責任が成立する要件としては、通常、

- ①被害者に現実に損害が発生していること（損害の発生）、
- ②加害者の故意または過失による行為により生じていること（故意・過失）、
- ③加害行為が違法なこと（違法性）、

- ④損害と加害行為との間に因果関係のあること（相当因果関係）、
- ⑤加害者に責任能力があること（責任能力）
が、必要とされる。

さらに、加害者が学校の教職員や教育委員会の職員などの場合には、これらの要件に加えて、加害行為が職務遂行になされたものであることの要件や、場合によってはそれら教職員の選任・監督について使用者に懈怠のないことの要件も検討されなければならない。これらの要件の中、②の故意・過失について、若干付言すれば、現行法制は、原則として過失責任主義をとっているので、被害者は、不法行為による場合、加害者の過失（故意）を立証しなければならない。これに対して、債務不履行による場合は、加害者の方で過失（故意）のなかったことを立証しなければならない。債務不履行による場合は、逆に加害者の方で過失（故意）のなかったことを立証しなければならぬので、被害者にとって有利である。しかし不法行為の場合は、不特定の者の間で起こる問題であるのに対して、債務不履行の場合は、「契約」というような特別な信頼関係のある者との間でおこる問題という差異がみられる。

なお、「土地の工作物」（例、プール、鉄棒、ジャングルジム、及びゲレンデ等）や「公の施設」の設置又は管理に瑕疵（不備）があれば、故意・過失の有無は問題にならず、所有者や国及び地方公共団体（民法717条、国家賠償法2条1項等参照）は、それだけで損害賠償責任を負うといふいわゆる無過失責任となっている。

以上体育・スポーツ事故が起きた場合の法的責任の中でも、民事上の責任についてその概略をみてきたが、以下には、体育・スポーツの振興にあずかる体育・スポーツ指導者や管理者等の法的責任、及び本節の冒頭でもふれた免責の中でも、とりわけ危険受忍論にしほって少々みてみよう。

3. 体育・スポーツ指導者・管理者の責任

体育・スポーツ指導者・管理者等に過失があるということは、注意義務（内容的にみてみれば、危険を予知・予測する危険予見義務とそれを未然に防止・回避する危険回避義務よりなる）が十分はたされていなかったということである。注意義務が尽くされていたか否かは、指導を受ける者の、

- ①属性的要因（年齢、性別、知能、健康状態等）、
- ②体育・スポーツ活動の種目による危険度、
- ③状況的要因（天候、場所等）、
- ④指導等の施した水準等

が、勘案されて判断される。

指導者等のいわゆる指導監督義務は、とりわけ指導対象の事理弁識能力の程

度、あるいは責任能力との関係できまり、従来の判例では、指導対象者の危険判断や回避能力が低いほど、また活動に伴う危険発生率が高いほど厳格になる傾向がみられる。それゆえ、幼児や小学校低学年ぐらいでは、事故が発生した場合は、まず指導者の責任は免れないところであろう。高校生や大学生さらには一般成人の場合だと指導者等によほどの落ち度がない限り、責任は追及されない。それゆえ、責任が追及された場合には、指導者等に相当の落ち度があったと判断されたものといえる。

4. 危険受忍論

自己過失（いわゆる自損事故）や不可抗力（人智をこえた天変地異）などの場合は、体育・スポーツ事故が起きても免責されるが、体育・スポーツ活動特有のものとして、いわゆる危険受忍論と、許されたる危険の法理がある。前者の危険受忍論とは、体育・スポーツ活動には、本質的に危険が内在しているものであるとし、それに参加することは、そこから通常予測しうるような危険を受忍することに同意している、という考え方である。後者の許されたる危険の法理とは、ある行為が有益な目的達成のために注意義務を担保として、ある程度まで社会的相当性が認められ、違法性を阻却するというものである。この許されたる危険の法理は、行為者がある行為をなすにあたって、被害者あるいは第三者が適切な行動をすることを信頼するのが相当な場合には、たとえその被害者あるいは第三者の不適切な行動によって結果が発生したとしても責任を負わない、という「信頼の原則」によって支えられる。つまり、ボクシングやアメリカン・フットボールのような激しい危険を包蔵したスポーツ競技に参加する者は、互いにルールを尊守するという信頼の上にスポーツが成り立っているといえる。すなわち、「体育・スポーツ活動に参加している者は、では危険のすべてについて同意しているのか」というと、そうではなく、同意している危険は、社会相当性のある行為においてのものであり、それをこえるものについては許容されない」というのが、我が国の判断傾向である。もっとも、このような考え方にも、次のような検討すべき点、すなわち、第一に、危険受忍論における危険には、スポーツ種目ごとに危険の態様等が異なり、一様にとらえられず、危険の同意はスポーツ全種目をカバーするものではない、第二に、スポーツ参加者の危険への不同意をどう考えるのか（「信頼の原理」とも関連して、反則による怒りや野球などにみられるビーンボールをよく投げられる者が、危険を感じた際に、同意を取り消したり、あるいは最初からそのような者を排除できるのか。）といったことが、あげられる。